

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）  
（平成 12 年 1 月 28 日制定（空航第 69 号、空機第 68 号））の一部改正（案）

改正後	改正前
<p>平成 12 年 1 月 28 日制定（空航第 69 号、空機第 68 号） （略） 平成 30 年 9 月 27 日一部改正（国空航第 998 号、国空機第 661 号） <u>令和 7 年●月●日一部改正（国空安政第●●号）</u></p> <p style="text-align: right;">航空局長</p> <p style="text-align: center;">航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領 （安全関係）</p> <p>I. 総則</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 審査の方法</p> <p style="text-indent: 2em;"><u>本要領</u>に基づき審査を実施する場合に、本要領の一部が適用できない場合又は他の方法によることが適当であると認められる場合には、輸送の安全を確保する上で問題ない範囲内で他の同等な方法によることができる。</p> <p style="text-indent: 2em;">（削る）</p> <p>II. 航空運送事業又は航空機使用事業の許可を受けようとする場合に提出しなければならない書類</p> <p>1. （略）</p>	<p>平成 12 年 1 月 28 日制定（空航第 69 号、空機第 68 号） （略） 平成 30 年 9 月 27 日一部改正（国空航第 998 号、国空機第 661 号）</p> <p style="text-align: right;">航空局長</p> <p style="text-align: center;">航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領 （安全関係）</p> <p>I. 総則</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 審査の方法</p> <p style="text-indent: 2em;"><u>2.1 本要領</u>に基づき審査を実施する場合に、本要領の一部が適用できない場合又は他の方法によることが適当であると認められる場合には、輸送の安全を確保する上で問題ない範囲内で他の同等な方法によることができる。</p> <p style="text-indent: 2em;"><u>2.2 審査の段階で未だ事業開始の準備が完了していない場合には、当該準備の完了の見通しが立っており、計画のとおり準備されれば問題ないかどうかについて審査を行うものとする。また、事業の計画に不具合があった場合であっても、この不具合が一部の事項に係るものであり、これを改善すれば全体計画は適切なものとなると認められる場合には、改善措置を講じること等の条件を付すことにより許可又は認可を行うことができるものとする。</u></p> <p>II. 航空運送事業又は航空機使用事業の許可を受けようとする場合に提出しなければならない書類</p> <p>1. （略）</p>

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）  
（平成 12 年 1 月 28 日制定（空航第 69 号、空機第 68 号））の一部改正（案）

改正後	改正前
<p>2. 当該申請が法第 101 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨の説明</p> <p>2.1 事業開始までの<u>スケジュール及び証明取得等の状況</u></p> <p>(a) 事業開始の予定日</p> <p>(b) 各組織の人員の雇用<u>及び訓練の状況並びに</u>稼働のスケジュール</p> <p>(c) 航空機乗組員及び整備従事者の技能証明等の取得<u>状況</u></p> <p>(d) 航空機の<u>入手</u>及び耐空証明の取得<u>状況</u></p> <p>(e) 各施設の配備<u>状況</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(f) 整備を実施する者の航空機整備改造認定（法第 19 条第 1 項の航空機に関わる認定に限る。）取得のスケジュール</u></p> <p><u>(g) 運航規程及び整備規程の作成状況</u>（航空機使用事業にあつては運航基準又は整備基準の<u>作成状況</u>）</p> <p>(注) 法第 19 条第 1 項の航空機とは、航空運送事業の用に供する航空機であつて、かつ、規則第 27 条に定めるもの（客席数が 30 又は最大離陸重量が 15 トンを超える飛行機又は回転翼航空機）をいう。</p> <p>2.2・2.3 （略）</p> <p>2.4 航空機に関する事項</p> <p>(a) 使用航空機が<u>入手できていることを証明する書類</u></p> <p>(b) 耐空証明書の<u>写し</u></p> <p>(c) （略）</p> <p>2.5 航空機乗組員に関する事項</p> <p>2.5.1 航空機乗組員の資格別の数等</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な資格別の数の航空機乗組員が<u>確保され</u></p>	<p>2. 当該申請が法第 101 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨の説明</p> <p>2.1 事業開始までの<u>スケジュール</u></p> <p>(a) 事業開始の予定日</p> <p>(b) 各組織の人員の雇用、<u>訓練及び</u>稼働のスケジュール</p> <p>(c) 航空機乗組員及び整備従事者の技能証明等の取得<u>スケジュール</u></p> <p>(d) 航空機の<u>入手スケジュール</u>及び耐空証明の取得<u>スケジュール</u></p> <p>(e) 各施設の配備<u>スケジュール</u></p> <p><u>(f) 法第 102 条第 1 項の運航管理施設等の検査が可能となる時期</u></p> <p><u>(g) 整備を実施する者の航空機整備改造認定取得のスケジュール（法第 19 条第 1 項の航空機に関わる認定のみ）</u></p> <p><u>(h) 運航規程及び整備規程の作成並びに認可取得のスケジュール</u>（航空機使用事業にあつては運航基準又は整備基準の<u>作成スケジュール</u>）</p> <p>(注) 法第 19 条第 1 項の航空機とは、航空運送事業の用に供する航空機であつて、かつ、規則第 31 条の 2 に定めるもの（<u>客席数が 60 又は最大離陸重量が 27 トンを超える飛行機又は回転翼航空機。平成 20 年 3 月 30 日より、客席数が 30 又は最大離陸重量が 15 トンを超える飛行機又は回転翼航空機に対象を拡大。</u>）をいう。</p> <p>2.2・2.3 （略）</p> <p>2.4 航空機に関する事項</p> <p>(a) 使用航空機が<u>確実に入手できることを説明する購入契約書、リースの契約書等（航空機を入手済みの場合はそれを証明する書類）</u></p> <p>(b) 耐空証明書の<u>写し又は耐空証明を取得できることの説明</u></p> <p>(c) （略）</p> <p>2.5 航空機乗組員に関する事項</p> <p>2.5.1 航空機乗組員の資格別の数等</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な資格別の数の航空機乗組員が<u>確保可能</u></p>

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）  
（平成12年1月28日制定（空航第69号、空機第68号））の一部改正（案）

改正後	改正前
<p><u>ている</u>旨の説明（航空機乗組員の資格、経験年数等を記載した名簿等を含む。）</p> <p>(b) 航空機乗組員の技能証明、航空身体検査証明、計器飛行証明、操縦教育証明、無線従事者資格の<u>取得状況及び機長認定</u>を取得するための具体的方策についての説明</p> <p>(c) 航空機乗組員への必要な飛行経験等の付与<u>状況の説明</u>【航空運送事業にのみ適用】</p> <p>2.5.2 航空機乗組員の訓練及び審査体制、乗務要件並びに技量管理体制</p> <p>(a) 必要な訓練審査施設が<u>確保されている</u>ことの説明</p> <p>(b) ～ (f) (略)</p> <p>2.5.3・2.5.4 (略)</p> <p>2.6 客室乗務員に関する事項（客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行う場合に限る。）</p> <p>2.6.1 客室乗務員の数</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な数の客室乗務員が<u>確保されている</u>旨の説明</p> <p>2.6.2 客室乗務員の訓練及び審査のための組織、人員その他の体制</p> <p>(a) 必要な訓練審査施設が<u>確保されている</u>ことの説明</p> <p>(b) ～ (d) (略)</p> <p>2.6.3 (略)</p> <p>2.7 運航管理業務に関する事項</p> <p>2.7.1 運航管理施設</p> <p>(a) 運航管理施設（必要な設備等を含む。）が適切に<u>確保されている</u>旨の説明</p> <p>2.7.2 運航管理者等</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な数の運航管理者、運航管理担当者又は運航管理補助者（注）（以下「運航管理者等」という。）が<u>確保されている</u>旨の説明（運航管理者等の資格、経験年数等を記載した名簿等を含む。）</p>	<p><u>である</u>旨の説明（航空機乗組員の資格、経験年数等を記載した名簿等を含む。）</p> <p>(b) 航空機乗組員の技能証明、航空身体検査証明、計器飛行証明、操縦教育証明、無線従事者資格<u>及び機長認定の取得状況又は</u>取得するための具体的方策についての説明</p> <p>(c) 航空機乗組員への必要な飛行経験等の付与<u>の計画</u>【航空運送事業にのみ適用】</p> <p>2.5.2 航空機乗組員の訓練及び審査体制、乗務要件並びに技量管理体制</p> <p>(a) 必要な訓練審査施設が<u>確保できる</u>ことの説明</p> <p>(b) ～ (f) (略)</p> <p>2.5.3・2.5.4 (略)</p> <p>2.6 客室乗務員に関する事項（客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行う場合に限る。）</p> <p>2.6.1 客室乗務員の数</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な数の客室乗務員が<u>確保可能である</u>旨の説明</p> <p>2.6.2 客室乗務員の訓練及び審査のための組織、人員その他の体制</p> <p>(a) 必要な訓練審査施設が<u>確保できる</u>ことの説明</p> <p>(b) ～ (d) (略)</p> <p>2.6.3 (略)</p> <p>2.7 運航管理業務に関する事項</p> <p>2.7.1 運航管理施設</p> <p>(a) 運航管理施設（必要な設備等を含む。）が適切に<u>確保できる</u>旨の説明</p> <p>2.7.2 運航管理者等</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な数の運航管理者、運航管理担当者又は運航管理補助者（注）（以下「運航管理者等」という。）が<u>確保可能である</u>旨の説明（運航管理者等の資格、経験年数等を記載した名簿等を含む。）</p>

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）  
（平成 12 年 1 月 28 日制定（空航第 69 号、空機第 68 号））の一部改正（案）

改正後	改正前
<p>(注) これらの者は以下のとおりの者とする。</p> <p>運航管理者：法第 77 条に規定する者</p> <p>運航管理担当者：航空機使用事業又は最大離陸重量が 5.7t 以下の飛行機又は最大離陸重量が 9.08t 以下の回転翼航空機を使用して行う航空運送事業において運航管理者と同等の業務を行う者。航空機乗組員等との兼務でもよい。</p> <p>運航管理補助者：運航管理者又は運航管理担当者の業務を補佐する者</p> <p>(b) ～ (f) (略)</p> <p>2.7.3～2.7.5 (略)</p> <p>2.8 (略)</p> <p>2.9 整備業務に関する事項</p> <p>2.9.1 (略)</p> <p>2.9.2 整備施設等</p> <p>(a) 整備の施設、設備及び器具（以下「整備施設等」という。）が適切に<u>確保されていること</u>の説明</p> <p>(b) 整備施設等の<u>配置図</u></p> <p>(c) ～ (f) (略)</p> <p>2.9.3 整備従事者</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な資格別の数の整備従事者が<u>確保されていること</u>の説明（整備従事者の資格、経験年数等を記載した名簿等を含む。）</p> <p>(b) ～ (e) (略)</p> <p>2.9.4 教育訓練及び審査</p> <p>(a) 整備従事者の教育訓練及び審査が適切であることを示す計画説明書<u>及び実績</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>2.9.5～2.9.9 (略)</p>	<p>(注) これらの者は以下のとおりの者とする。</p> <p>運航管理者：法第 77 条に規定する者</p> <p>運航管理担当者：航空機使用事業又は最大離陸重量が 5.7t 以下の飛行機又は最大離陸重量が 9.08t 以下の回転翼航空機を使用して行う航空運送事業において運航管理者と同等の業務を行う者。航空機乗組員等との兼務でもよい。</p> <p>運航管理補助者：運航管理者又は運航管理担当者の業務を補佐する者</p> <p>(b) ～ (f) (略)</p> <p>2.7.3～2.7.5 (略)</p> <p>2.8 (略)</p> <p>2.9 整備業務に関する事項</p> <p>2.9.1 (略)</p> <p>2.9.2 整備施設等</p> <p>(a) 整備の施設、設備及び器具（以下「整備施設等」という。）が適切に<u>確保されること</u>が<u>確実であること</u>の説明</p> <p>(b) 整備施設等の<u>配置予定図（既に設置されている場合は配置図）</u></p> <p>(c) ～ (f) (略)</p> <p>2.9.3 整備従事者</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な資格別の数の整備従事者が<u>確保可能であること</u>の説明（整備従事者の資格、経験年数等を記載した名簿等を含む。）</p> <p>(b) ～ (e) (略)</p> <p>2.9.4 教育訓練及び審査</p> <p>(a) 整備従事者の教育訓練及び審査が適切であることを示す計画説明書<u>等</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>2.9.5～2.9.9 (略)</p>

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）  
（平成 12 年 1 月 28 日制定（空航第 69 号、空機第 68 号））の一部改正（案）

改正後	改正前
<p>2. 10～2. 15 （略）</p> <p>Ⅲ. 事業の許可の審査基準</p> <p>1. 事業開始までの<u>スケジュール及び証明取得等の状況</u></p> <p>(a) 各組織の人員の雇用<u>及び訓練</u>、航空機乗組員及び整備従事者の技能証明等の<u>取得</u>、航空機の入手及び耐空証明の<u>取得並びに</u>各施設の配備が<u>完了している</u>こと。</p> <p><u>(b) 各組織の人員の稼働及び整備を実施する者の航空機整備改造認定（法第 19 条第 1 項の航空機に関わる認定に限る。）取得のスケジュール並びに運航規程等及び整備規程等の作成状況が、事業開始の予定日に鑑み適切であること。</u></p> <p>2. （略）</p> <p>3. 安全管理に関する事項</p> <p>3. 1 （略）</p> <p>3. 2 安全責任者</p> <p>(a) 安全管理を統括する適切な責任者を指名するとともに、運航部門及び整備部門に、最大離陸重量が 5. 7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業にあつては</p> <p>(b) 及び (d) の要件、それ以外の航空運送事業又は航空機使用事業にあつては (c) 及び (e) の要件を満たす者が<u>配置されている</u>こと。</p> <p>(b) ～ (e) (略)</p> <p>3. 3 （略）</p> <p>4. 航空機に関する事項</p> <p>(a) 使用航空機が<u>入手できている</u>こと。</p> <p>(b) 航空機は、<u>法第 113 条の 2 第 1 項</u>の許可を受けて外国航空運送事業者<sup>に</sup>運航又は</p>	<p>2. 10～2. 15 （略）</p> <p>Ⅲ. 事業の許可の審査基準</p> <p>1. 事業開始までの<u>スケジュール</u></p> <p>(a) 各組織の人員の雇用、<u>訓練及び稼働のスケジュール</u>、航空機乗組員及び整備従事者の技能証明等の<u>取得スケジュール</u>、航空機の入手及び耐空証明の<u>取得のスケジュール</u>、各施設の配備<u>スケジュール</u>、<u>運航管理施設等の検査が可能となる時期、整備を実施する者の航空機整備改造認定取得のスケジュール並びに運航規程等及び整備規程等の作成並びに認可取得のスケジュールは、事業開始の予定日にかんがみ適切であること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2. （略）</p> <p>3. 安全管理に関する事項</p> <p>3. 1 （略）</p> <p>3. 2 安全責任者</p> <p>(a) 安全管理を統括する適切な責任者を指名するとともに、運航部門及び整備部門に、最大離陸重量が 5. 7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業にあつては</p> <p>(b) 及び (d) の要件、それ以外の航空運送事業又は航空機使用事業にあつては (c) 及び (e) の要件を満たす者が<u>配置される</u>こと。</p> <p>(b) ～ (e) (略)</p> <p>3. 3 （略）</p> <p>4. 航空機に関する事項</p> <p>(a) 使用航空機が<u>確実に入手できる</u>こと。</p> <p>(b) 航空機は、<u>法第 113 条の 2</u>の許可を受けて外国航空運送事業者<sup>に</sup>運航又は整備業</p>

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）  
（平成12年1月28日制定（空航第69号、空機第68号））の一部改正（案）

改正後	改正前
<p>整備業務の管理を委託する場合を除き、有効な我が国の耐空証明を<u>有する</u>こと。また、外国航空運送事業者に運航又は整備業務の管理を委託する場合は、当該事業者が航空機の登録国における耐空証明を有すること。</p> <p>(c) ~ (e) (略)</p> <p>5. 航空機乗組員に関する事項</p> <p>5.1 航空機乗組員の資格別の数</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な資格別の数の航空機乗組員が<u>確保されていること</u>。なお、航空機乗組員の資格別の数は、乗務割、休暇、病欠、教育訓練、地上勤務等も考慮し妥当であるか否かを判断すること。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 資格は、事業に必要な技能証明、有効な身体検査証明、計器飛行等を行う場合は計器飛行証明、法第34条第2項の操縦練習に相当する操縦訓練を実施する場合は操縦教育証明及び電波法に定められた所定の無線従事者の資格を<u>有する</u>こと。</p> <p>(d)・(e) (略)</p> <p>(f) 航空機乗組員は、運航規程審査要領細則に規定する飛行経験等の要件を<u>満足すること</u>。【航空運送事業にのみ適用】</p> <p>5.2 航空機乗組員の訓練及び審査体制、乗務要件並びに技量管理体制</p> <p>(a) 必要な訓練審査施設が<u>確保されていること</u>。</p> <p>(b) ~ (f) (略)</p> <p>(g) 訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>基本合意書が締結されるなど、契約内容について合意があること</u>。</p> <p>(h)・(i) (略)</p>	<p>務の管理を委託する場合を除き、有効な我が国の耐空証明を<u>有するか又はその取得の見込みが明らかである</u>こと。また、外国航空運送事業者に運航又は整備業務の管理を委託する場合は、当該事業者が航空機の登録国における耐空証明を有すること。</p> <p>(c) ~ (e) (略)</p> <p>5. 航空機乗組員に関する事項</p> <p>5.1 航空機乗組員の資格別の数</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な資格別の数の航空機乗組員が<u>確保可能であること</u>。なお、航空機乗組員の資格別の数は、乗務割、休暇、病欠、教育訓練、地上勤務等も考慮し妥当であるか否かを判断すること。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 資格は、事業に必要な技能証明、有効な身体検査証明、計器飛行等を行う場合は計器飛行証明、法第34条第2項の操縦練習に相当する操縦訓練を実施する場合は操縦教育証明及び電波法に定められた所定の無線従事者の資格を<u>有することとなっていること</u>。</p> <p>(d)・(e) (略)</p> <p>(f) 航空機乗組員は、運航規程審査要領細則に規定する飛行経験等の要件を<u>満足することとなっていること</u>。【航空運送事業にのみ適用】</p> <p>5.2 航空機乗組員の訓練及び審査体制、乗務要件並びに技量管理体制</p> <p>(a) 必要な訓練審査施設が<u>確保されることとなっていること</u>。</p> <p>(b) ~ (f) (略)</p> <p>(g) 訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>契約が締結されること</u>。</p> <p>(h)・(i) (略)</p>

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）  
（平成12年1月28日制定（空航第69号、空機第68号））の一部改正（案）

改正後	改正前
<p>5.3・5.4 （略）</p> <p>6. 客室乗務員に関する事項（客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行う場合に限る。）</p> <p>6.1 客室乗務員の数</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な数の客室乗組員が<u>確保されている</u>こと。</p> <p>6.2 客室乗務員の訓練及び審査体制</p> <p>(a) 必要な訓練審査施設が<u>確保されている</u>こと。</p> <p>(b) ～ (d) (略)</p> <p>(e) 訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>基本合意書が締結される</u> <u>など、契約内容について合意がある</u>こと。</p> <p>6.3 (略)</p> <p>7. 運航管理業務に関する事項</p> <p>7.1 運航管理施設</p> <p>(a) 事業計画に定める航空機の運航管理施設が適切に<u>確保されている</u>こと。</p> <p>(b) 運航管理施設には必要な設備が<u>配置されており</u>、規程等が配置されることとなっていること。</p> <p>7.2 運航管理者等</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な数の運航管理者等が<u>確保されている</u>こと。</p> <p>(b) 運航管理者等の資格要件、指名方法、配置、職務の範囲及び内容が<u>適切</u>と認められること。</p>	<p>5.3・5.4 （略）</p> <p>6. 客室乗務員に関する事項（客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行う場合に限る。）</p> <p>6.1 客室乗務員の数</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な数の客室乗組員が<u>確保可能である</u>こと。</p> <p>6.2 客室乗務員の訓練及び審査体制</p> <p>(a) 必要な訓練審査施設が<u>確保されることとなっている</u>こと。</p> <p>(b) ～ (d) (略)</p> <p>(e) 訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>契約が締結されることとなっている</u>こと。</p> <p>6.3 (略)</p> <p>7. 運航管理業務に関する事項</p> <p>7.1 運航管理施設</p> <p>(a) 事業計画に定める航空機の運航管理施設が適切に<u>確保されることとなっている</u>こと。</p> <p>(b) 運航管理施設には必要な設備<u>及び</u>規程等が配置されることとなっていること。</p> <p>7.2 運航管理者等</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な数の運航管理者等が<u>確保可能である</u>こと。</p> <p>(b) 運航管理者等の資格要件、指名方法、配置、職務の範囲及び内容が<u>適切なものとなる</u>と認められること。</p>

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）  
（平成12年1月28日制定（空航第69号、空機第68号））の一部改正（案）

改正後	改正前
<p>(c) ~ (f) (略)</p> <p>(g) 訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>基本合意書が締結される</u>など、<u>契約内容について合意がある</u>こと。</p> <p>(h) (略)</p> <p>7.3・7.4 (略)</p> <p>7.5 運航管理業務の委託（業務の管理の受委託の許可を受ける場合を除き、委託は運航管理補助業務に限る。）</p> <p>(a) 運航管理業務を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>基本合意書が締結される</u>など、<u>契約内容について合意がある</u>こと。</p> <p>8. 整備管理業務に関する事項</p> <p>8.1 整備管理施設</p> <p>(a) 整備規程等に従って整備管理の業務を行うために必要な事務所及び設備等が適切に<u>確保されている</u>こと。</p> <p>8.2 組織及び整備管理責任者</p> <p>(a) 整備管理の業務を行う組織を有すること。当該組織には管理業務を行うために十分な能力を有する必要数の人員が配置され、整備管理の業務を統括する整備管理責任者が<u>選任されている</u>こと。また、整備に係る監査について、監査の対象組織から独立した組織が実施することとなっていること。ただし、事業者の規模等に<u>鑑み</u>、独立した監査の組織を有することが困難であると認められる場合は独立した監査の組織は<u>有しなくてもよい</u>。【最大離陸重量が 5.7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業にのみ適用】</p>	<p>(c) ~ (f) (略)</p> <p>(g) 訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>契約が締結される</u>こと。</p> <p>(h) (略)</p> <p>7.3・7.4 (略)</p> <p>7.5 運航管理業務の委託（業務の管理の受委託の許可を受ける場合を除き、委託は運航管理補助業務に限る。）</p> <p>(a) 運航管理業務を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>契約が締結される</u>こと。</p> <p>8. 整備管理業務に関する事項</p> <p>8.1 整備管理施設</p> <p>(a) 整備規程等に従って整備管理の業務を行うために必要な事務所及び設備等が適切に<u>確保されることとなっている</u>こと。</p> <p>8.2 組織及び整備管理責任者</p> <p>(a) 整備管理の業務を行う組織を有すること。当該組織には管理業務を行うために十分な能力を有する必要数の人員が配置され、整備管理の業務を統括する整備管理責任者が<u>選任される</u>こと。また、整備に係る監査について、監査の対象組織から独立した組織が実施することとなっていること。ただし、事業者の規模等に<u>かんがみ</u>、独立した監査の組織を有することが困難であると認められる場合は独立した監査の組織は<u>有しなくともよい</u>。【最大離陸重量が 5.7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業にのみ適用】</p>

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）  
（平成 12 年 1 月 28 日制定（空航第 69 号、空機第 68 号））の一部改正（案）

改正後	改正前
<p>(b) (略)</p> <p>8.3 (略)</p> <p>8.4 整備管理の委託（業務の管理の受委託の許可を受ける場合を除き、委託は補助業務に限る。）</p> <p>(a) 整備管理業務を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について整備規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>基本合意書が締結されるなど、契約内容について合意がある</u>こと。</p> <p>9. 整備業務に関する事項</p> <p>9.1 (略)</p> <p>9.2 整備施設等</p> <p>(a) 整備施設等は、航空機並びにその装備品及び部品（以下「装備品等」という。）の整備作業の質及び量に対応して必要なものが<u>配置されている</u>こと。</p> <p>(b) ～ (f) (略)</p> <p>9.3 整備従事者</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために申請者の事業規模、整備従事者の経験及び勤務体系等を考慮して資格毎に十分であると認められる数の整備従事者が<u>確保されている</u>こと。</p> <p>(b) ～ (e) (略)</p> <p>9.4 教育訓練及び審査</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 教育訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について整備規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>基本合意書が締結されるなど、契約内容について合意がある</u>こと。</p>	<p>(b) (略)</p> <p>8.3 (略)</p> <p>8.4 整備管理の委託（業務の管理の受委託の許可を受ける場合を除き、委託は補助業務に限る。）</p> <p>(a) 整備管理業務を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について整備規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>契約が締結される</u>こと。</p> <p>9. 整備業務に関する事項</p> <p>9.1 (略)</p> <p>9.2 整備施設等</p> <p>(a) 整備施設等は、航空機並びにその装備品及び部品（以下「装備品等」という。）の整備作業の質及び量に対応して必要なものが<u>配置されることとなっている</u>こと。</p> <p>(b) ～ (f) (略)</p> <p>9.3 整備従事者</p> <p>(a) 事業を計画のとおり実施するために申請者の事業規模、整備従事者の経験及び勤務体系等を考慮して資格毎に十分であると認められる数の整備従事者が<u>確保可能である</u>こと。</p> <p>(b) ～ (e) (略)</p> <p>9.4 教育訓練及び審査</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 教育訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について整備規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>契約が締結される</u>こと。</p>

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）  
（平成12年1月28日制定（空航第69号、空機第68号））の一部改正（案）

改正後	改正前
<p>9.5 整備業務の委託</p> <p>(a) 整備業務を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について整備規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>基本合意書が締結されるなど、契約内容について合意がある</u>こと。</p> <p>9.6・9.7 (略)</p> <p>9.8 救急用具</p> <p>(a) 航空機の救急用具は、規則第150条の規定に従い装備することとし、かつ、規則第151条に従い必要な点検が行われることとなっていること。</p> <p>(b) 救急用具（規則第150条第2項に規定する救急の用に供する医薬品及び医療用具（以下「救急用医薬品等」という。）並びに同条第6項に規定する感染症の予防に必要な用具（以下「感染症予防用具」という。）を除く。）は<u>運航規程</u>等に従って適切に保管又は搭載されることとなっていること。</p> <p>(c) (略)</p> <p>9.9 (略)</p> <p>10. 地上取扱業務に関する事項</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 地上取扱業務又は教育訓練を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>基本合意書</u><u>が締結されるなど、契約内容について合意がある</u>こと。</p> <p>(c) (略)</p>	<p>9.5 整備業務の委託</p> <p>(a) 整備業務を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について整備規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>契約が締結される</u>こと。</p> <p>9.6・9.7 (略)</p> <p>9.8 救急用具</p> <p>(a) 航空機の救急用具は、規則第150条の規定に従い装備することとし、かつ、規則第151条に従い必要な点検が行われることとなっていること。<u>この場合、特定救急用具については、規則第152条第1項の規定による検査に合格したもの又は同条第1項ただし書の運輸大臣の承認を受けた型式のものを装備することとなっていること。</u></p> <p>(b) 救急用具（規則第150条第2項に規定する救急の用に供する医薬品及び医療用具（以下「救急用医薬品等」という。）並びに同条第5項に規定する感染症の予防に必要な用具（以下「感染症予防用具」という。）を除く。）は<u>整備規程</u>等に従って適切に保管又は搭載されることとなっていること。</p> <p>(c) (略)</p> <p>9.9 (略)</p> <p>10. 地上取扱業務に関する事項</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 地上取扱業務又は教育訓練を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた<u>契約が締結される</u>こと。</p> <p>(c) (略)</p>

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）  
（平成 12 年 1 月 28 日制定（空航第 69 号、空機第 68 号））の一部改正（案）

改正後	改正前
<p>11. ～13. （略）</p> <p>14. 運航規程等及び整備規程等</p> <p>(a) <u>1. ～13. に規定する基準への適合性を確認するため、運航規程及び整備規程の案が運航規程審査要領細則及び整備規程審査要領細則に従って適切に作成されていることについて、あらかじめ国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等の確認を受けること。また、運航規程及び整備規程は認可を受け、適切に配付及び管理することとなっていること。【航空運送事業にのみ適用】</u></p> <p>(b) <u>1. ～13. に規定する基準への適合性を確認するため、運航基準及び整備基準の案が運航規程審査要領細則及び整備規程審査要領細則を参考として適切に作成されていることについて、あらかじめ国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等の確認を受けること。また、運航基準及び整備基準は適切に配付及び管理することとなっていること。【航空機使用事業にのみ適用】</u></p> <p><u>15. 運航管理施設等の事前確認</u></p> <p><u>1. ～13. に規定する基準への適合状況を確認する観点から、本邦航空運送事業者に係る法第 102 条第 1 項の検査又は航空機使用事業者に係る法第 124 条において準用する法第 102 条第 1 項の検査に先立って、「運航管理施設等の検査要領」Ⅱ. 1. に規定する施設について、同要領Ⅱ. 2. の規定を準用して、あらかじめ国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等の確認を受けること。</u></p> <p>IV. 事業計画変更の認可の審査基準</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 審査基準</p> <p>審査基準は<u>Ⅲ. 事業の許可の審査基準</u>の該当する項目を準用するものとする。<u>ただし、使用航空機の型式を追加する場合であって、この項において準用するⅢ. 15 に規定する運航管理施設等の事前確認において「運航管理施設等の検査要領」Ⅲ. 3. 2 に規定する実証試験を行わないときは、Ⅲ. 4. (a) 及び (b) の規定にかかわらず、以下の基準により審査を</u></p>	<p>11. ～13. （略）</p> <p>14. 運航規程等及び整備規程等</p> <p>(a) <u>運航規程及び整備規程を運航規程審査要領細則及び整備規程審査要領細則に従って作成し、認可を受け、適切に配付及び管理することとなっていること。【航空運送事業にのみ適用】</u></p> <p>(b) <u>運航基準及び整備基準を運航規程審査要領細則及び整備規程審査要領細則を参考として作成し、適切に配付及び管理することとなっていること。【航空機使用事業にのみ適用】</u></p> <p>（新設）</p> <p>IV. 事業計画変更の認可の審査基準</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 審査基準</p> <p>審査基準は<u>事業の許可の審査基準</u>の該当する項目を準用するものとする。</p>

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）  
（平成 12 年 1 月 28 日制定（空航第 69 号、空機第 68 号））の一部改正（案）

改正後	改正前
<p><u>行う。</u></p> <p><u>(a) 使用航空機が確実に入手できること。</u></p> <p><u>(b) 航空機は、法第 113 条の 2 第 1 項の許可を受けて外国航空運送事業者<del>に</del>運航又は整備業務の管理を委託する場合を除き、有効な我が国の耐空証明を有するか又はその取得の見込みが明らかであること。また、外国航空運送事業者<del>に</del>運航又は整備業務の管理を委託する場合は、当該事業者が航空機の登録国における耐空証明を有すること。</u></p>	

（附則）（令和 7 年●月●日）（国空安政第●●号）

1. この要領は、令和 7 年●月●日から適用する。
2. この要領の適用の際現に法第 100 条第 1 項又は法第 123 条第 1 項の許可の申請をしている者に係る当該許可並びに法第 109 条第 1 項又は法第 109 条の規定を準用する法第 124 条の認可を申請している者に係る当該認可については、この要領による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

運航管理施設等の検査要領（平成 12 年 1 月 28 日 制定（空事第 24 号・空航第 72 号・空機第 70 号））の一部改正（案）

改正後	改正前
<p>平成 12 年 1 月 28 日 制定（空事第 24 号・空航第 72 号・空機第 70 号）  <u>令和 7 年●月●日 最終改正（国空安政第●●●●号）</u></p> <p style="text-align: right;">航空局長</p> <p style="text-align: center;">運航管理施設等の検査要領</p> <p>I.（略）</p> <p>II. 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者（以下「本邦航空運送事業者等」という。）<u>が</u> 事業を開始するまでに実施する検査</p> <p>1.・2.（略）</p> <p>III.（略）</p> <p><u>IV. 事前確認</u></p> <p>「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）」に規定する基準への適合状況を確認する観点から、本邦航空運送事業者等に係る法第 102 条第 1 項の検査又は航空機使用事業者に係る法第 124 条において準用する法第 102 条第 1 項の検査に先立って、II. 1. に規定する施設又は III. 1. 及び 2. に規定する施設について、それぞれ II. 2. 又は III. 3. の規定を準用してあらかじめ確認を行うこととする。</p>	<p>平成 12 年 1 月 28 日 制定（空事第 24 号・空航第 72 号・空機第 70 号）                      令和 6 年 3 月 29 日 最終改正（国空安政第 3003 号）</p> <p style="text-align: right;">航空局長</p> <p style="text-align: center;">運航管理施設等の検査要領</p> <p>I.（略）</p> <p>II. 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者（以下「本邦航空運送事業者等」という。）<u>が</u> <u>法第 100 条第 1 項又は法第 123 条の第 1 項の許可を受けた後</u>、事業を開始するまでに実施する検査</p> <p>1.・2.（略）</p> <p>III.（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

（附則）（令和 7 年●月●日）

- この要領は、令和 7 年●月●日から適用する。
- この要領の適用の際現に法第 100 条第 1 項又は法第 123 条第 1 項の許可の申請をしている者に係る当該許可並びに法第 109 条第 1 項又は法第 109 条の規定を準用する法第 124 条の認可を申請している者に係る当該認可については、この要領による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。